

「認知症など」に関するアンケートの結果等及び今後の対応

令和6年10月

担当課	長寿社会課
連絡先	0857-26-7177

1 アンケート結果を反映した事業の状況

- ・「鳥取県高齢者の元気福祉プラン」の会議資料とし更新等へ繋げる予定です。
- ・広報資料に参考情報として掲載し、啓発を強化する予定です。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

自由記載、2000文字以内

このほか、認知症などについて意見等があれば以下にご記入ください。

意見	対応方針
認知症に関する様々な情報をより広報してほしい。	鳥取県公式ホームページに掲載をしている「認知症ポータルサイト」(https://www.pref.tottori.lg.jp/Dementia/)を充実化させ、様々なメディアでの広報(インターネット動画広告、新聞広告及び講演会等でチラシの配布等)を実施中です。なお、引き続き広報活動に努めます。
認知症の相談、検査の充実化をしてほしい。	認知症疾患医療センター、認知症コールセンター、若年性認知症サポートセンター等があり、令和6年度はLINEを使用した相談受付を開始しました。詳細はリンク先を御覧ください。なお、今後、県内東中西部で出前相談会で電子機器を用いた検査を実施予定であり、今後も引き続き相談方法の多様化、検査の充実を図ります。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/302578.htm)
行政が医療等へ支援、連携することを強化してほしい。	本県では県内医療機関のうち認知症疾患医療センター(5か所)を指定し、連携支援しているところです。なお、令和6年度は相談可能な医療機関の情報を取りまとめました。詳細はいずれも以下リンク先に公開しています。今後も情報の更新や連携強化をする予定です。 ・認知症疾患医療センター (https://www.pref.tottori.lg.jp/318455.htm) ・県内の認知症の受診相談窓口一覧 (https://www.pref.tottori.lg.jp/319419.htm)
行政、地域でITの活用を含め認知症行方不明対策を行ってほしい。	行方不明者の早期発見につながるよう、認知症の方々を見守る認知症サポーターを増やす養成研修を実施しています。また、令和5年度に認知症高齢者等の対応ガイドラインを見直し、連絡体制を強化・迅速化するとともに、令和6年度には家族のスマホ等で行方不明者の居場所が分かる電子機器の購入を助成する制度を設けたところです。引き続き、県警、各市町村等と協議し、行方不明対策を強化していきます。
認知症への正しい理解の	認知症の正しい知識を幅広い世代に啓発するため、広

ための教育が必要である。	報活動等を実施中です。今後は、保護者世代を含めて一層の強化を図ります。
行政等による認知症の人向けの施設の充実をしてほしい。	毎年度、介護施設の指導者、介護職員等を対象とした各種研修会の開催し、認知症の方々への対応が改善するよう働きかけていきます。引き続き、受講者の増加を図っていきます。
認知症本人の交通手段の確保してほしい。	本人の意見を基に、交通手段確保のため、行政・福祉関係者が協議する取組について補助しています。引き続き、認知症の方々に配慮された交通施策が確立されるよう支援を継続します。
認知症本人の希望を聞く機会がほしい。	本県の東中西の各圏域で2カ月に1回、認知症本人ミーティングを開催し、本人から日常生活での要望や意見を聞く機会を設けています。今後も研修や本人ミーティングの参加者を募っていく方針です。
民間の相談支援の充実をしてほしい。	医療機関向けの研修を実施しており、令和6年度にはインターネット上で、県内医療機関の相談窓口の開設状況を公開しました。以下の鳥取県公式ホームページ上にある「認知症ポータルサイト」をご確認ください。今後も相談に対応できる医療機関を増加に取り組んでいきます。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/319419.htm)
認知症本人の家族のサポート（業務との両立等）の充実してほしい。	県内に認知症コールセンターを開設し、認知症本人・家族が相談員となるピアサポートも実施をしています。なお、令和6年度からコールセンターの休日夜間の対応を拡充し、ピアサポートも圏域を拡大したところであり、引き続き充実を図っていきます。詳細は以下リンク先を御覧ください。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=619906&pfromid=5#moduleid619906)
若年性認知症の本人への支援をしてほしい。	県内に若年認知症サポートセンターを開設し、相談受付後、各種支援制度につなげる取組を実施中です。特に企業においては、認知症となった従業員の方が継続雇用されることが重要なため、企業の労務管理向けの研修を実施予定です。詳細は以下リンク先を御覧ください。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=619906&pfromid=5#moduleid619906)
認知症の度合いを明示してほしい。	「鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画～鳥取県高齢者の元気福祉プラン～（令和6～8年度）」（P15）へ掲載をしている「認知症高齢者の日常生活自立度」をご覧ください。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1357584/keikaku9-1.pdf)